

販売者に対する農薬の販売制限又は禁止の処分基準

(根拠規定)

○農薬取締法第31条第2項及び農薬取締法施行令第4条第3項

都道府県知事は、販売者が第18条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

○農薬取締法第31条第4項

都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（法第17条又は第20条）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

(許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱に基づく処分基準)

違反状況		A		A欄に該当する処分を受けてから2年以内に、当該処分に係る違反条項と同一条項の違反が確認された場合
違反条項		違反が確認された場合	故意または重大な過失による違反が確認された場合	
法第17条	販売者の届出		4日以内の農薬の販売禁止	2日以上6日以内の農薬の販売禁止
法第20条	帳簿の作成・保存			
法第21条第1項	虚偽の宣伝等の禁止	4日以内の農薬の販売禁止		
法第18条第1項又は第2項	農薬の販売の制限又は禁止	5日以上10日以内の農薬の販売禁止		8日以上15日以内の農薬の販売禁止